山口県日本海海区・瀬戸内海海区 漁業調整委員会委員募集要領

現在の海区漁業調整委員会委員（以下「委員」という。）の任期が令和７年３月31日までであることから、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第139条第１項の規定に基づき，下記のとおり候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行います。

１　募集人員及び内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 漁業者又は  漁業従事者委員 | 学識経験委員 | 中立委員 | 合計 |
| 日本海海区 | １１人 | ３人 | １人 | １５人 |
| 瀬戸内海海区 | １１人 | ３人 | １人 | １５人 |

２　委員区分ごとの要件

　　委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、下表の要件を満たす者となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委員区分 | 区分ごとの要件 | 共通要件 |
| 漁業者又は漁業従事者委員 | 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）  ※　海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員等であって、その委員又は役員等に就任後、上記日数要件に該当しなくなった場合も、「漁業者」又は「漁業従事者」に該当 | 以下のいずれにも該当しないこと  ①令和7年4月1日時点で年齢満18歳未満の者  ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者  ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  ④都道府県議会の議員  ⑤山口県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等  ⑥令和7年4月1日時点で他法令等により委員との兼職が禁止されている教育委員会委員などの職にある者 |
| 学識経験委員 | 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者 |
| 中立委員 | 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 |

３　所掌事項及び職務内容

法第135条の規定に基づき、漁業権や漁業調整規則に関する知事の諮問に答申すること、水産動植物の採捕制限に関する指示を行うことなど、各海区の区域内における漁業に関する事項を処理します。

具体的な職務内容は、各海区においては年間５回程度開催される委員会への出席や，関連する会議への出席などです。（※委員会の開催数は年により変動があります。）

４　任期

令和７年４月１日から令和11年３月31日まで （４年間）

５　身分

山口県特別職の非常勤職員（地方公務員法第３条第３項）

６　報酬

海区漁業調整委員会会長　日額　33,000円（職務従事実績に基づき支給）

海区漁業調整委員会委員　日額　27,000円（職務従事実績に基づき支給）

（非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和28年12月22日山口県条例第52号）第2条）

７　推薦及び応募の手続き

推薦をする者又は募集に応募する者は、所定の様式に必要事項を記入の上、関係書類を添え、山口県農林水産部水産振興課に郵送又は持参により提出してください。

（１）推薦書・応募申込書

① 個人による推薦

個人推薦－漁業者・漁業従事者委員 ・・・ 第１号様式

個人推薦－学識経験委員 　　 ・・・ 第２号様式

個人推薦－中立委員 ・・・ 第３号様式

② 団体による推薦

団体推薦－漁業者・漁業従事者委員 ・・・ 第４号様式

団体推薦－学識経験委員 ・・・ 第５号様式

団体推薦－中立委員 ・・・ 第６号様式

③ 個人の応募

応募－漁業者・漁業従事者委員 　 ・・・ 第７号様式

応募－学識経験委員 ・・・ 第８号様式

応募－中立委員 ・・・ 第９号様式

（２）添付書類

① 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号が記載されていない面のみ）、保険証など）

② 法人又は団体等が推薦する場合は、団体等の活動内容等がわかる書類（定款・寄附行為・規約・業務報告書・その他これらに準ずるもの）

（３）様式の入手方法

　　　様式は、本県のホームページからダウンロードできるほか、以下の窓口に備えています。

（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16500/index/）

　　　山口県山口市滝町1番1号　山口県農林水産部水産振興課（県庁10階）

　　　各県民局、各農林水産事務所（水産振興局）

（４）提出部数

　　① 推薦書又は申込書　各１部

② 添付書類　　　　　各１部

（５）受付期間

　　　令和６年９月２日（月）から令和６年10月1日（火）まで（最終日の消印有効）

持参の場合は､月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分まで（祝日は除く。）

　　　※応募状況によっては期間を延長することがあります。

（６）提出先

　　　〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号　山口県農林水産部水産振興課

８　候補者の選考方法

　　山口県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された書類に基づき、評価を行い、知事に報告します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

９　選考結果の通知

　　選考結果は、推薦者、被推薦者及び応募者に文書により通知します。

　　通知の時期は、令和７年３月を予定しています。

10　情報の公表

　　受付期間の中間及び期間終了後に、山口県農林水産部水産振興課のホームページに以下の内容を公表します。

（１）推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

（２）推薦者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格等

（３）被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

（４）被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者が、漁業者又は漁業従事者であるか否かの別

（５）推薦又は応募の理由

（６）候補者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

11　海区漁業調整委員会委員の任命

　　知事は、選定委員会の報告を参考に候補者を決定し、県議会の同意を得た上で委員として任命します。

12　その他

（１）推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担になります。

（２）推薦及び募集に係る書類は返却しません。

（３）提出書類に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に調査・照会をすることがあります。

（４）必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

13　個人情報の取扱い

　　提出のあった書類に記載された個人情報については、適正に管理し、海区漁業調整委員会の委員の任命のために必要な場合以外には使用しません。

14　問い合わせ先

　　〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県農林水産部水産振興課　漁業調整取締班

電話番号　　　　083-933-3530

ファクシミリ　　083-933-3559

メールアドレス　a35000@pref.yamaguchi.lg.jp